

○江崎委員長 次に、階猛君。

○階委員 おはようございます。民主党の階猛で私は、前回、一般質疑のときに積み残した法曹養成制度のお話からまず伺いします。

お手元にお配りしました資料の一をごらんになってください。この資料一、右下に手書きでページ番号を振つておりますが、一ページでございます。

その一ページの一番最後のところに「今後の法曹人口の在り方」という項目があります。第一段落では、「司法試験の年間合格者数については、「ということと、「当面、このような数値目標を立てるとはしない」というふうに言つております。提言をするべく」というふうにあります。

○江崎委員長 次に、階猛君。

○階委員 おはようございます。民主党の階猛で私は、前回、一般質疑のときに積み残した法曹養成制度のお話からまず伺いします。

お手元にお配りしました資料の一をごらんになつてください。この資料一、右下に手書きでページ番号を振つておりますが、一ページでございます。

◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たつては正規の会議録と受け取されることのないようお願いいたします。

方では言いながら、あるべき法曹人口について提言するというのはどういうことなんだろうというふうに思うわけですけれども、この点、参考の方からで結構です、いかがでしょうか。

つまり、年間合格者数の数値目標を立てる方では言いながら、あるべき法曹人口について提言するということはしないとしつつ、他方で、あるべき法曹人口について新たに提言をすることを目的として、さまざまな事情を勘案しながら適時適切に検討を行つていくのでござります。

○階委員 目標とあるべき法曹人口は違うという位置づけなのかもしれません、そのあるべき法曹人口というものが、今申し上げた二段落目のところで、「あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行う」とか、あるいは、「べき法曹人口について提言をするために、その下の段落ですけれども、「継続的に調査を実施する。」などという表現もありまして、これだと、あるべき法曹人口というのは頻繁に見直されるという趣旨にも読めるんすけれども、この点、いかがですか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

頻繁に見直しを行うということを想定しているものではございません。

一方で、あるべき法曹人口については、先ほど申し上げましたが、さまざまな事情を勘案しながら適時適切に検討を行うというものであります。その検討の結果、必要があれば見直しが行われることはあるものと承知しております。

○階委員 そのあるべき法曹人口をいつ示すかといたことで、このページの一番最後のところで、「閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を二年以内に公表する。」ということになつてますが、その間、先ほど御答弁にあつたように、数値目標はない、また、あるべき法曹人口もないということだとすると、今年間二千人ぐらい司法試験合格者がいますけれども、この年間合格者数というのはどうなつていくのでござります。

○小川政府参考人 年間の司法試験の合格者の決定に際しましては、法曹となるべき能力の有無を判定する観点から、実際の試験結果に基づきまして、必要な学識経験を有し、司法試験の問題の作成や採点を行つております司法試験委員の合議によって判定がされ、司法試験委員会において、適正に決定していくものと承知しております。

○階委員 受験生にとつてみれば、我々、勉強して、果たして合格者は何人なのかというのが全くわからないまま試験に臨むというのも、大変恐ろしい話だなと思うわけです。

そこで、資料に手書きのページ番号、四ページをごらんになつていただきたいんです。

恐らく、先々自分が合格できるかどうかがわからないというのも一因だと思いますけれども、これまで、十六年から法科大学院が始まりましたけれども、法科大学院の入学定員と実際に入学した人の数の推移を見たグラフでござります。

一目瞭然ですが、直近になりまして、どんどん

定員と実入学者が減つてきている。当初の数値目標であった年間合格者三千人、ことし二千六百九十八人しか入学者がいなかつたということで、目標を取り下げるとかいう以前に、そもそも三千人より下回る入学者になつてしまつてゐるということがあります。

そこで、事実関係としてお聞きしたいんですが、次の二十六年度の入学定員が幾らになるのか。また、実入学者がどれだけになるかというのは現時点ではわからぬとは思うんですが、その母集団ともいうべき適性試験の出願者数がどれだけになつたのか。済みません、不勉強で恐縮ですが、もし、出願者数だけじゃなくて、適性試験の結果何人受かつてゐるのかというのがわかるのであれば、それもお答えいただけるとなおいいかと思うんでですが、それぞの数が前年よりどれだけ減つてゐるかという点も含めてお答えいただけますか。

○常盤政府参考人

お答え申し上げます。

平成二十六年度の法科大学院の入学定員につきましては、暫定値ではございませんけれども、本年六月末までに文部科学省に報告された数といたしまして約三千八百人でござります。前年度と比較いたしまして約四百五十人の減少となる見込みでござります。

また、来年度、法科大学院への入学を希望する者を対象として本年実施されました法科大学院全国統一適性試験の志願者数でお答えをさせていただきたいと思いますが、適性試験管理委員会の発表によりますと、五千三百七十七人でございまして、前年と比較して千八十人の減少となつてゐる

ところでござります。

○階委員 定員も四百五十人ぐらい減るというこなんですが、一方、実際に入学する人の数も、適性試験の志願者ベースで千人減つてゐるということですから、相当数減ることが見込まれるわけですね。直近の入学者、二千六百九十八人ですから、今の合格者の二千人というところに限りなく近づいていくんじゃないかというふうに思うわけです。

したがつて、今三千八百人になるという定員でございますけれども、これを相当減らさないと、全体で見ると定員割れという状況は解消されないと思つています。

ただ一方、そろは言つても、合格者の数がどれだけになるかということも踏まえて定員を決めなきゃいけないと、合格者を二千人採るのに定員が千八百人とかというのはあり得ないわけでござります。

そういう意味で、先ほどのお話だと、司法試験のあるべき法曹人口については二年間かけて結論を出すという一方で、前に戻つて恐縮でけれども、きょうお配りした資料の手書きの二ページ、二番の（一）のところです。そこで、一年以内に入学定員の削減方策を検討して結論を得るというふうにあるわけですから、この一年以内に定員削減数が決められるのかというところを私は疑問に思つてゐます。どのようにして定員削減数の目標を決めるのでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

法曹養成制度改革の推進については、本年の六

月二十六日の法曹養成制度検討会議の取りまとめ

を前提としておりまして、その取りまとめにおきましては、法科大学院に関する記載の中で、「今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。」。次に、「現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大になつてゐることから、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。」とされております。

したがいまして、法科大学院の定員削減におきましても、まずはこの取りまとめの趣旨を踏まえて進められるべきものと考えております。

○階委員

今の答弁の中で、実入学者の数も踏まえて決めるというお話でしたから、そうすると、

さつき申し上げたように、来年度はことしの入学者二千六百何人というのをさらに大幅に下回ると、定員三千八百人は大幅に減るという理解でござる。よろしいですか。

○小川政府参考人

先ほど申しましたように、

「実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施」ということで、基本は、教育上適正な規模という観点から現在の実入学者数に即した定員削減を行ふということでありますので、削減の規模そのものについて現時点で

特に決まっているというわけではありません。

法曹養成制度検討会議取りまとめにおきましては、さらに、「その後は、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法試験合格者数の推移等を見つつ、定員の見直しを行うべきである。」とされているところでございます。

○階委員 いずれにしても、実入学者との差を縮小していくことですから、大幅な削減といふのは免れないわけです。そこで、どこまで減らしていくかによつては、そもそも法科大学院といふものが必要なくなるのではないかという問題意識があります。この点については、後ほど大臣に、最後の方でお尋ねします。

そこで、大臣に別の点についてお聞かせいただければと思います。

今見ていただいているページ一、二ページ目の一番最後のところで、「法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指す」、その次のページには、「これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、二年以内に検討を行う。」ということなんですが、法科大学院の必要な学力レベルに達していけるのを見るための試験、だと思うんですけども、こういう目的を達するのであれば、現行の予備試験という立派な試験があるわけですから、これを法科大学院の学生に受けさせれば、二度手間で問題をつくる必要もありませんし、より公平な仕組みになるのではないかと思つております。

○階委員 この共通到達度確認試験を予備試験に置きかえ

ることは、いかがお考えでしようか、大臣。

○谷垣国務大臣 今委員がお引きになりました共通到達度確認試験ですが、これはもともとは、平成二十四年の十一月三十日に、中教審の大学分科会法科大学院特別委員会で、ロースクールにおける法学未修者教育充実のためのワーキンググループで提言されたものでございます。そこでは、未修者が一年次に学習すべき内容について、二年次への進級の過程で到達度を確認する試験として提言されたわけでございます。

そして、「法曹養成制度改革の推進について」の中で、これをさらに法学既修者についても活用できるものとしての整備を検討することを求めたものです。

したがつて、その制度目的としますと、ロースクール内部の教育をきっちりとしてというか、少しでも教育内容を改善して、学生をその到達目標に近づけていくという、そういう工夫のための制度として考えられたわけでございます。

他方、予備試験というのは、法科大学院の修了者と同レベルの学力があるかどうかを判定するためにつくられたわけでございまして、目的とするところが若干違う。共通到達度の方は、法科大学院の中での学生の指導の参考とするというものでございますから、制度目的はやはり若干違うというふうに私は考えております。

○階委員 ただ、根本的には、法科大学院の教育の質に今現在問題があるということがあると思います。

済みません、資料四、六ページをこちらになつ

ていただきたいんです。

欄が上から三段に分かれていますけれども、bのところで、「法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約七・八割）の者が新司法試験に合格できるよう努める。」ということで、その程度の教育レベルが法科大学院には要求されると認識しております。

であれば、ちょうど予備試験で受かった人の司法試験の合格率というのは、後で御紹介しますが、七割程度ですから、その予備試験を課して、そしてそれをパスしているかどうかで教育の質がちゃんと確保されているかどうかというのが一番わかりやすいのではないかと思つております。

通告しておりますけれども、この点、いかがお考えでしようか。

○谷垣国務大臣 委員の御意見といいますか、今御発言をあえて私なりに深読みいたしますと、委員のお気持ちの中では、法科大学院というのは、プロセスで教育するといってスタートしたのですが、必ずしもうまく機能していない。それならば、予備試験というものが、ある意味では、昔の司法試験と同じではありませんが、法科大学院などを経由しないで法曹への道を開く、むしろそれの方が合理的ではないかというお考えが、やや深読みでございますが、そういうお考えがあるのかなというふうに推察いたします。

私が考えていますことは、一気にそこに行くのではなくて、プロセスとしての法科大学院というものはやはり重視すべきところがある。そのプロセスをいかに、きっちりとしたレベルを維

持して有効な教育になつていいか。そのための手段は何かという中で、この到達度が出てきた。

ですから、制度をいろいろ詰めていく、まだこの共通到達度試験も制度設計の最中でございますから、最終的にどのようなものになつていいかと、いうのは私もまだよく承知しておりませんが、そこの発想の差というものが、今の委員の御意見と、今まで私どもが、あるいは文科省から、あるいは司法法制部から答弁したこととのニュアンスの違いになつていいのではないかという感じがいたします。

○階委員 私もこの委員会でも申し上げたと思うんですが、当初の法曹養成制度改革というのは非常に私もいい考えだと思っていましたが、現実に始まつてみると、どんどん問題点が出てきて、今法曹を志す人が激減している状況で、本当にこのまま制度を続けていったら、この先、日本の司法界はどうなるんだろうかという危惧を抱いているんですね。

ちよつとやそつとの制度の改正では私はもたないと思っていまして、だからこそ、予備試験といふものを活用するなり、ドラスチックに日本の法曹制度がちゃんと機能するための改革、ちゃんと質量ともに豊かな法曹を確保するための方策をとつていかなくてはいけないと思っています。

そこで、次の質問なんですが、五ページ目、資料三をごらんになつてください。

今、有識者の検討会議の中に出されている資料で、司法試験をどうしていこうかという案が示されておりますけれども、これによりますと、ロー

スクールを卒業した場合あるいは予備試験をパスした場合、司法試験を受けるわけですが、現行の司法試験は、左側ですけれども、短答式試験、公法系科目、民事系科目、刑事系科目ということで、まず短答式では合計七科目あるわけですね。それから論文式試験も、公法系、民事系、刑事系、それから選択科目ということで、これも全体で八科目ぐらい受けなくちゃいけないということなんですね。

ここで示されている改正案によりますと、まず短答式試験については憲法、民法、刑法だけにしましよう、それから論文式試験については公法系、民事系、刑事系は残すんだけれども、選択科目を廃止して七科目にしましよう、こういう話です。

私も受けた昔の試験と比べて、ではどこが違うのかというと、唯一、論文式試験の中で行政法が加わっているというところだけが変わつてくると

いうことになります。

せつかく法科大学院をつくつて、学部とは違う勉強をしましようとか、あるいは多様なジャンルの法曹を育てましようとか、あるいは知識の偏重ではなく考える力を養つていこうということであつたにもかかわらず、司法試験が昔とほとんど変わらないということであれば、私は、法科大学院の自己否定につながるのではないかと思つております。

それで、そういう狙いで今こういう形でやつているわけですが、今委員は、それはロースクールのプロセスで教育することの自己否定ではないかという観点から御意見をおつしやつた。

例えば、今度、廃止を検討としております選択科目の中に、倒産法であるとか租税法であるとか、あるいは知財関係のものが挙げられております。これは確かに、実務についた法曹にとつては非常に有益なものであるだろうと。それはやはり法科大学院のプロセスの中で、これといって試験科目には指定しないけれども、十分やはりそこで教育をしてもらおう、学んでいただこう、こういう発想でございますので、試験科目ではないが、プロ

修者について、基本的な法律科目をより重点的に学習できるように改善を図ることとされております。このことを前提として、司法試験についても、そういう法科大学院における教育との連携を図る必要があります。加えて、今、さつきお示しになりましたように、ある意味で受験科目が非常にふえてきておりまして、これを全部試験科目として勉強していくには受験者の負担が相当重くなっています。ところがありますので、負担軽減を図る必要があるだろう。

こういう理由から、今委員が指摘されたように、短答式試験科目も憲、民、刑に限定すべきである、それから、論文式の試験科目も選択科目の廃止を含めて考えてみようということになつて、今それは法曹養成制度改革推進会議のもとで選択科目を廃止するか否かについては検討していただいております。

この司法試験科目の変更については、どのように大臣はお考えでしようか。

○谷垣国務大臣 法曹養成制度検討会議の取りまとめで、法科大学院教育においては、特に法学未

セスによつていろいろな、現実の法曹として必要な能力を広げていこうという方向性はこういう議論の中でも維持されているし、また、維持されいかなければいけないと思つております。

○階委員 法科大学院の教育の質を上げるというのには必要だと思いますけれども、何か試験を受かりやすくするためにハードルを下げるような、そういうことはちょっとと本末転倒ではないか、法曹の質を上げていくという意味では私はおかしいと思つております。

それから、先ほど予備試験の話に触れました。資料五を見ていただきたいんですが、手書き八ページ目です。

これは、恐縮です、ちょっと見づらいんですが、司法試験法科大学院等別合格者数を合格率順に並べたものです。一番上は予備試験合格者で、先ほどもちょっとと申し上げましたが、合格率は七一・八六%、次いで慶應大学の法科大学院、五六・七八%。あとはどんどん下がっていくわけござりますけれども、法科大学院で一番高いところでも五六%で、予備試験とは一五%ぐらいの大きな開きがあるわけですね。

ここでちょっと気になるのが、以前、自民党政権時代に、これは規制改革推進のための三ヵ年計画というところから抜粋したものが六ページ、七ページあたりにつけさせていただいておりますけれども、この六ページの下の方に「予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させる」というくだりがあります。これとちょっと抵触し

ているのではないかということで、逆に言いますと、予備試験合格者数を必要以上に絞り過ぎているのではないか、もし均衡を図るのであれば、予備試験合格者数をもつとふやしていくべきだと思うんですけれども、この点について、一五%という開きを改善していく必要があるやなしや、大臣の御所見を伺います。

○谷垣国務大臣 これは、今おっしゃったように、均衡を図れというのがございまして、やはり余り偏るのは、どちらかの方が極めて、何というんでしょうか、合格率は高いけれども、こっちの方は極めて低いということは余り好ましくないのではないかと私も思つております。しかし、現実に、では、どういう判定をして予備試験に合格させるかということは、予備試験考査委員会で、私は、余り細かくそれを全部は聞いてはいなないですが、実際に伺いますと、例えば一点の違いでかなり人数が違つてくるというようなことが現実にはあるだらうと思います。

そういうことを踏まえて、本当に予備試験を要求されている水準は何かというのは合議の上で決めてついていただいているわけでござります。その中では、今おっしゃったようないろいろな観点を踏まえながら議論していただいているというふうに思ひます。

○階委員 均衡を図るためには、予備試験をもうちょっと受かりやすくするということのほかに、さつき申し上げたように、法科大学院の教育の質を上げるために予備試験を受けさせて、それをクリアした者を修了させるというふうにすれば、同

じように均衡が図られるのではないかというふうに考えております。

この関係の最後なんですけれども、前回の一般質疑で、私が最後の方で法曹養成制度について伺つたときに、大臣からは、「基本としてのプロセスということは維持していく」というお話をでした。ただし、私は、法科大学院を維持しなくても、司法研修所の機能を生かすことによつてプロセスによる法曹養成というのは維持できるのではないかと。

実入学者がもう二千人ぐらいになつてくるということは、司法研修所も二千人ぐらいであれば受け入れ可能だと思うんですね。実務教育という面でも司法研修所は非常に実績があるわけで、ここを生かすことによつて、例えば研修期間、今一年ぐらいのを二年とか、場合によつては三年ぐらいにすることとでプロセスの教育というのは守られるのではないかと思つていています。この点について、いかがでしようか。

○谷垣国務大臣 今の委員の御意見を伺つて、先ほどちょっとと申し上げたことですが、委員のお考えの中に、ロースクールが必ずしも機能していない、十分な教育も行われていないのではないか、むしろ昔の司法研修所の方がきちっとした教育ができたのではないかという御判断があるようを感じます。

私も、昔の研修所というのはなかなかいいところがあつたなと思うことは、委員と共通の感じもございますけれども、こういうプロセスとして始めた制度、私はその中でかなり大きな成果も現実

にあつたと思つております。

例えば、どういうことかといいますと、昔でいいますと、大学の法学部で、必ずしも実務の教育を受けていない方が法学教育に当たつておられた。しかし、ロースクールというようなものをつくることによつて、これから実務法曹として育つていく者の教育の中に相当実務を踏まえての教育というものが行われるようになり、それがまた、法学研究の、純粹な学問的研究の法学の方にも刺激を与えていたる面があるのではないかとか、これは一つでございますが、いろいろロースクールもプラスの面がございます。

そういうふうに考えますと、ロースクールの機能をこのまましばませないで、少しでもそれを育てていくことができないかということを考えていく必要があるのではないか、私はこんなふうに思つております。

○階委員 きょうは、金融庁等も来ていただいて、この委員会は治安の維持ということも目的としてあるものですから、昨今問題となつてゐる反社会的勢力との取引について伺う予定でございましたが、時間の関係で、きょうは、済みません、割愛させていただきます。

ありがとうございました。